

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2008年9月30日 Vol.38

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



潮受堤防でせきとめられた諫早湾の青空

photo 前田 豊

1997年4月14日、潮受堤防で閉め切られた後の同年8月14日に撮った諫早湾です。干潟が濁り上がり、そこにいた海の生物はムツゴロウもアゲマキもワラスボもみんな死に絶えました。渡り鳥も来なくなりました。干潟がレンガブロックのようになり、ハイガイの貝殻が白く骸をさらしている様は、さながら有明海の「墓標」のように見えました。

「いかんぞ いかんぞ思惟をかへさん
われの叛きて行かざる道に 新しき樹木みな伐られたり」
(萩原朔太郎)

2008年6月27日、佐賀地裁神山判決は潮受堤防の中長期閉鎖を命じました。諫早湾内及びその近傍場の環境変化を調査することを命じたのです。それは水産資源の保護に加え地球環境の大事さを考えた結果だと思っております。

あおぞら法律事務所

- 弁護士 前田 豊
- 弁護士 古屋 勇一
- 弁護士 古屋 令枝
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子
- 弁護士 上加世田 嘉隆



弁護士 古屋 勇一

ここ1、2年に読んだ中でのおすすめ小説です。暑い夜に読むなら幻想小説「夜市」(恒川光太郎)、時代小説では「吉原手引草」(松井今朝子)、思いつき笑いたいなら「イン・ザ・プール」(奥田英朗)、さわやかな気持ちになりたいなら高校陸上の青春小説「瞬間の風になれ」(佐藤多佳子)、心を洗濯したいなら「閉鎖病棟」(帯木蓮生)、エンターテインメントなら、「半島を出よ」(村上龍)。

食へ物や本から
マニアックなものまで
自信をもってグーッ！



弁護士 前田 豊

インターネットで国立国会図書館の「日本国憲法の誕生」を見ること。家にいながら、憲法誕生の貴重な第一級の資料を見ることができます。グーグルで検索するとヒットします。

弁護士 小宮 和彦

堤未果著「貧困大国アメリカ」(岩波新書)。新自由主義の行きつく先にあるアメリカの現実の恐ろしさ。そして日本もそうなりつつある実感が……。どげんかせんと〜。



弁護士 古屋 令枝

北京オリンピック女子レスリング代表の浜口京子さんのお父さん。「わーはっは、わーはっは、わーはっは……」おなかの底から思いつき声を出して笑っている姿をTVで見ました。私もつられて真似してみました。初めは少しはすかしくて、次第に晴れ晴れとした気分になりました。おすすめです。



新人弁護士
うえかせだ よしたか
上加世田 嘉隆
苦節48年、遅まきの弁護士デビュー！
生まれも育ちも鹿児島です。穏やかな外見？の中に熱き情熱を込めて事件にあたります。どうぞよろしくお願ひ致します。

石橋 由香

ハッゲームでお馴染みのノニです。私が飲んでいるのはブドウ等で割ってあるのですが、やはりおいしいとは言えません。色んなものに効くそうなのでお試しになられては？

高津 千絵

私のおすすめは「フィッシュソーセージ」です。低カロリー・低脂肪・高タンパクの上、かなり日持ちがするので冷蔵庫にいつも入っています。

森 礼子

私のおすすめは、「おいもっち」というお芋のチーズケーキです。花げしきというお店で、店舗は福岡県内に2ヶ所あり、インターネットでの購入も可能ですので、是非、一度食べてみてください。すっぱくて甘い？ くせになりますよ。



弁護士 中村 伸子

友人の手作りの石鹸です。米油、椿油、オリーブオイルなどの天然素材にローズヒップやラベンダーなどのハーブで優しい香りや色が付けられていて疲れたお肌と心を癒してくれます。

橋本 絵美

トリアス山にあるアメリカンスーパーマーケットコストコ。外国の洗剤や食料品が多数あってとても楽しめます。なかでもおすすめなのが、イトインのメニュー「ブルコギベイク」です。もちりしたパン生地のなかにブルコギ(焼肉)が入っています。表面はパリパリで中はジューシー！ボリュームも満点でとっても美味しいです。

平島 照巳

任天堂のWiiFitです。ヨガや筋トレ、ゲームなどあり毎日手軽にできて運動不足が解消(!?)されます。それとWiiリモコンの電池はすぐ切れるので充電式の電池にするのもおすすめです。

佐藤 亨恵

寝起きにコップ1杯の水を飲むと身体に良いですよ。命の水とか言うらしいです。私も最近頑張って飲んでいますが、慣れないので「うゑ〜」となってしまう。(+本当に身体にいいのだろうか??)



「イラクの航空自衛隊空輸活動は 違憲違法な活動を含んでいる」 「平和的生存権は憲法上の法的な権利である」

一名古屋高裁判決が示したもの

弁護士 前田 豊

歴史の歯車を動かすような

司法試験の勉強をしていた二〇代のあるころ、私は裁判官を志望し、生涯に一回でもいいから歴史の歯車をゴロツと動かすことのできる判決を書いてみたいと思っていました。

二〇〇八年四月一七日、名古屋高裁は、「イラクの航空自衛隊空輸活動は違憲違法な活動を含んでいる」「平和的生存権は憲法上の法的な権利である」とする判決をしました。

これは画期的な判決でした。名古屋高裁の判決は、あたかも「王様の耳はロバの耳だ」と言った純真無垢な少年の寓話を思い出させます。わかりやすい判決で、日本の政界や社会の虚をつく判断でした。

その意味で、名古屋高裁判決は、歴史の歯車をゴロツと動かした名判決であると思います。

国の情報非公開と欺瞞性をつく

この裁判の原告は、三千名を超える、多数市民でした。裁判は、自衛隊のイラク派遣、特に航空自衛隊機がクエートからバクダッドに多国籍軍兵を輸送しているのは憲法違反であるとして、差止めや損害賠償を求めたものです。

原告側は、訴状を二です。まず、「体で書く工夫をました。六〇回を超える準備書面を書きました。日本のマスメディアからはイラクの状態はあまり伝わってきませんが、外国のメディアから情報を取る努力もしました。自衛隊の状況や平和的生存権についての学者証人の尋問もしました。原告側弁護士は、とても力量のある優れた活動をしたのだと思います。」

これに対し、被告の国は、平和的生存権は権利として認められず原告の請求は認められない、とする主張をするだけで、イラクにお

ける自衛隊の活動については一切触れませんでした。

国は、国会でも、「航空自衛隊の輸送内容について、多国籍軍や国連からの要請によりこれを明らかにすることができない」（久間防衛大臣国会答弁）として、情報非公開を貫きました。ところが一方で、「バクダッド空港ではロケット砲が来る危険性と裏腹にある」「実は結構危険で工夫しながら飛んでいる」と述べて危険なことを暗に認めていました。

判決は、このような国の情報非公開を指摘し、国の欺瞞性を衝きイラク、中でもバクダッドがなお戦闘状態にあることを認めたのでした。

イラクは戦闘状態で、輸送は違憲

戦闘によって死亡したイラク人は一五万一千人、最大二二三千人の可能性あります（平成一九年一月WHO）。平成一九年には一年で約二万四千人が死亡したとされます。イラクの人口の約七分の一にあたる約四〇〇万人が家を追われ、シリアに一五〇万〜二〇〇万人、ヨルダンに五〇万〜七五万人が難民として流失しました。米軍の死者は四千人を超え（平成一九年八月）、平成一九年は死者八五二人、過去最高の死者を出しました。戦費は、イラク攻撃以

後四四〇〇億ドルを超え、ベトナム戦争の戦費を上回ったといわれています。

イラクでは今なお、宗派間の武力組織の戦闘状態と、多国籍軍と宗派の武力組織との戦闘状態が入り乱れ、戦闘状態にあります。

当初、バクダッドは安全が確保されないとの理由でバクダッド輸送は行われませんでした。しかし、陸上自衛隊のサマワからの撤退を機に、アメリカからの強い要請により、航空自衛隊機がバクダッドへの空輸を行うようになりました。その空輸の大部分は武装した多国籍軍（主としてアメリカ軍）の兵員です。

判決は、航空自衛隊機は国際紛争状態にあるバクダッドに武装した米兵を輸送し、他国の武力行使と一体となって自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ないから、憲法九条一項に違反するとします。

平和的生存権は具体的な権利

また判決は、「平和的生存権」が具体的な権利であるとし、現代において、憲法の保障する基本的権利は平和の基盤なしには存立し得ないから、平和的生存権は全ての基本的権利の基礎にあつてそれを可能ならしめる基底的権利だといえます。

日弁連の人権大会

なお、今年十月二日の日弁連人権大会シンポジウム(富山市)では、憲法問題がテーマに選ばれていました。また、政府はイラクからの撤退を決定したと伝えられます。名古屋高裁判決は、大きな役割をはたしました。

全国B型肝炎訴訟への支援を！

小宮 和彦

(全国B型肝炎訴訟九州訴訟弁護団代表)

B型肝炎と予防接種

免疫力のない幼少期(5、6歳まで)にB型肝炎ウイルスに感染すると、ほぼ一生ウイルスが肝細胞に住みつくとキャリアーとなります。幼少期を過ぎて感染すると一過性の肝炎や劇症肝炎を発症することはありますが、原則としてキャリアーにはなりません。免疫力によりウイルスをやっつけてしまいうからです。キャリアーになると肝細胞に住みついたウイルスは増殖し続けます。このようなウイルスとの共存期を経過して青年期ころから免疫力が反応し出し慢性肝炎を発症するようになります。免疫力によりウイルスが住みついていない肝細胞そのものがやられてしまうためです。さらに進行すると肝硬変や肝がんになることもあります。

幼少期にB型肝炎ウイルスに感染する原因としては、母親からの感染、輸血による感染があります。集団予防接種によっても多くの人が感染しています。感染者に接取した同じ注射器をそのまま別の人に注射すると感染してしま

のです。注射器の針を変えない場合はもちろんのこと、針を変えても筒を変えなければ感染します。ウイルスが筒の中にも忍び込むのです。

全国B型肝炎訴訟始まる

集団予防接種における注射器の連続使用によってB型肝炎被害者を出した国の責任を追及する全国B型肝炎訴訟が今年3月から全国各地の裁判所に提訴されました。福岡地裁には5月30日に20名、7月30日に24名、合計44名の原告が提訴しました(九州訴訟)。ほかに札幌、東京、大阪、広島、静岡、鳥取の各地裁にも提訴されており、7地裁合計113名の原告が提訴しています(7月30日現在)。これからも全国で続々と追加提訴が予定されています。原告らは幼少期に受けた集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染しキャリアーとなった被害者です。

予防接種は予防接種法によって国民が受けることを義務付けられていますが、戦前から注射器の連続使用によって感染症がうつることは指摘されてきました。しかし、

国(当時は厚生省)は費用と手間を惜しんで昭和63年ころまで注射器の連続使用を放置してきました。このために原告らは病気を予防するはずの予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染させられたのです。厚生省の責任は明白かつ重大です。B型肝炎だけでなくC型肝炎についても予防接種によって感染した人がかなりいると考えられています(ただC型肝炎の場合は幼少期後の感染でもキャリアー化するため感染原因の特定が困難です)。予防接種における注射器の連続使用が日本でウイルス性肝炎を蔓延させた大きな原因となっているのです。

既に最高裁判所も厚生省の責任を認めています。札幌のB型肝炎被害者5人が平成元年に提訴し17年の歳月をかけて平成18年6月に最高裁判決を勝ち取ったのです。ところが国(厚生労働省)は札幌の原告5人の問題に過ぎないとし他のB型肝炎被害者に対しては何の対策も取ろうとしませんでした。B型肝炎ウイルス感染者は全国に130万人いると言われている国に130万人いると言われている国に130万人に感染した人たちが全国に多数いることは明らかです。しかし厚生労働省は責任をとるどころか調査さえしようとしませんでした。国民の生命健康を守るという使命とは全く正反対の姿勢を示したのです。B型肝炎被害者たちは落胆と怒りをおぼえました。C

ウイルス性肝炎に対する恒久対策を目指して

B型肝炎被害者たちは、決定的治療法のない中で、生命・健康をむしばまれ続けるだけではなく、体調不良により働けないことや高額な治療費の負担により経済的被害にも苦しめられ、さらには社会的差別・偏見の中で孤立化させられてきました。このようなB型肝炎被害者たちの深刻な被害は一刻も早く救済されなければなりません。全国B型肝炎訴訟の第1の目的はB型肝炎被害者の被害回復にあることはいまでもありません。

ただ全国B型肝炎訴訟の目的はそれだけにとどまらず広く全国のウイルス性肝炎患者が安心して治療を受けられる恒久対策の確立を目指しています。薬害C型肝炎訴訟の成果により肝炎の検査・治療についての国の一定の対策はな



されました。しかしB型肝炎患者が必要とする抗ウイルス薬についての補助や肝硬変、肝がん患者の治療についての補助などは全く実施されていません。B型肝炎患者130万人C型肝炎患者220万人合計350万人と言われ、国民病とまで言われるウイルス性肝炎の対策に国が徹底して取り組むことが是非必要です。それはウイルス性肝炎を蔓延させた国の責任です。

このような目的を実現するためには多くの支援者と連携して、大きな運動を作っていくなければなりません。皆様の熱い支援をお願いいたします。